

保安規程変更届出書

総発第 16 号
令和 2 年 4 月 10 日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣
梶山弘志 殿

東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号
電源開発株式会社
取締役社長 渡部 肇

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 4 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日

以上

変 更 内 容

- (1) 法令改正に伴い、関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の改正後欄のとおり変更した。

- (2) 令和 2 年 4 月 1 日付の組織改正に伴い、関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の改正後欄のとおり変更した。

- (3) 記載の適正化のため、別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の改正後欄のとおり変更した。

以 上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕

新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="498 527 902 590">保安規程</p> <p data-bbox="424 653 976 684">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="552 1325 854 1360">2019年 7月 1日</p> <p data-bbox="531 1413 875 1457">電源開発株式会社</p>	<p data-bbox="1659 527 2062 590">保安規程</p> <p data-bbox="1584 653 2136 684">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="1712 1325 2015 1360">2020年 4月 1日</p> <p data-bbox="1691 1413 2036 1457">電源開発株式会社</p>	<p data-bbox="2457 1339 2644 1371">・改正日の変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という。）の保安管理に適用する。</p> <p>2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>(保安規程の変更)</p> <p>第3条 この規程は、電気工作物の適切かつ効果的な保安確保のため、次のいずれかに該当する場合及び「内部監査規程」に定める定期的な監査結果報告等において改善措置の指示がなされた場合には、この規程の管理部門は関係部門と協議の上、必要に応じて変更する。</p> <p>(1) 法令が改正されたとき。</p> <p>(2) 別表第1に記載する組織図に変更があったとき。</p> <p>(3) その他、変更する必要があるとき。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保 安 管 理 体 制</p> <p>(保安組織)</p> <p>第4条 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第1に示すとおりとする。</p> <p>(法令等遵守体制)</p> <p>第5条 電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守のための体制は「コンプライアンス推進規程」に定めるとおりとし、会長はコンプライアンスの推進に関する最高責任者、社長は業務執行の最高責任者として、電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守を率先垂範し、社員及び職員への教育啓蒙に努める。コンプライアンス担当役員は会長及び社長を補佐する。</p> <p>2 各機関長は、各機関におけるコンプライアンス責任者として、社員及び職員に対して、第6条第3項、第4項、第5項に掲げる基本的職務の遂行に必要となる具体的な法令要件を明確にして周知に努める。</p> <p>3 電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守を推進するため、「コンプライアンス推進規程」に従い、監査を実施し改善などの適切な措置を取る。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という。）の保安管理に適用する。</p> <p>2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>(保安規程の変更)</p> <p>第3条 この規程は、電気工作物の適切かつ効果的な保安確保のため、次のいずれかに該当する場合及び「内部監査規程」に定める定期的な監査結果報告等において改善措置の指示がなされた場合には、この規程の管理部門は関係部門と協議の上、必要に応じて変更する。</p> <p>(1) 法令が改正されたとき。</p> <p>(2) 別表第1に記載する組織図に変更があったとき。</p> <p>(3) その他、変更する必要があるとき。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保 安 管 理 体 制</p> <p>(保安組織)</p> <p>第4条 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する組織及び業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p>(法令等遵守体制)</p> <p>第5条 電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守のための体制は「コンプライアンス推進規程」に定めるとおりとし、会長はコンプライアンスの推進に関する最高責任者、社長は業務執行の最高責任者として、電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守を率先垂範し、社員及び職員への教育啓蒙に努める。コンプライアンス担当役員は会長及び社長を補佐する。</p> <p>2 各機関長は、各機関におけるコンプライアンス責任者として、社員及び職員に対して、第6条第3項、第4項、第5項に掲げる基本的職務の遂行に必要となる具体的な法令要件を明確にして周知に努める。</p> <p>3 電気事業法及びこれに係る法令とこの規程の遵守を推進するため、「コンプライアンス推進規程」に従い、監査を実施し改善などの適切な措置を取る。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>・記載の適正化による変更。</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、通常の業務執行における指揮・監督関係とかかわりなく、次の各号に定める責務を遂行する責任と権限を有する他、電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行う。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し、指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための活動について、その実施状況に関する記録内容の点検・確認を行う。確認すべき記録は別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく溶接事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には原則として立会う。</p> <p>(6) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第9条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第10条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p>(主任技術者の解任)</p> <p>第11条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号にいずれか該当する場合は解任する。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。</p> <p>(2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p>	<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、通常の業務執行における指揮・監督関係とかかわりなく、次の各号に定める責務を遂行する責任と権限を有する他、電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行う。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し、指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための活動について、その実施状況に関する記録内容の点検・確認を行う。確認すべき記録は別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には原則として立会う。</p> <p>(6) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第9条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第10条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p>(主任技術者の解任)</p> <p>第11条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号にいずれか該当する場合は解任する。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。</p> <p>(2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p>	<p>・別表番号の変更。</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法)</p> <p>第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対しては、日常の業務を通じて、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を計画的に行い、その結果を評価し、内容の改善を行う。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は、原則として次の各号に定める内容のうち、各々の従事する業務に必要となるものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程についての理解促進、遵守に関する事項</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項</p> <p>(3) 第23条第2項に基づく事故時及び第24条に基づく非常災害時の措置並びにその演習及び訓練に関する事項</p> <p>3 計画的な教育・訓練については、別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p style="text-align: center;">第4章 発電用電気工作物の保安管理</p> <p>(保安の方針)</p> <p>第13条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての方針は、電気事業法に基づき、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることとする。</p> <p>(保安の計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第14条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての計画を定める。なお、計画策定に当たっては、必要となる要員及び資機材等について考慮する。</p> <p>2 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての実施は、前項で定めた計画に従って実施する。</p> <p>3 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての評価は、第1項により定める計画に従って実施されているか自己評価及び「内部監査規程」に基づく内部監査により評価する。</p> <p>4 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第1項により定める計画に従って実施されていないと評価される場合は、必要に応じて、再発防止のための是正処置を行い改善する。</p> <p>5 社内外から得られた保安活動に有用な情報については、必要に応じて、予防処置等に活用する。</p> <p>6 前各項の手続きは、別表第4に掲げる関係規程類に定め、それに基づき実施する。</p> <p>(情報開示)</p> <p>第15条 設備の保安維持又は外部環境に、重大な影響を与えた場合は情報開示を行う。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法)</p> <p>第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対しては、日常の業務を通じて、各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を計画的に行い、その結果を評価し、内容の改善を行う。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は、原則として次の各号に定める内容のうち、各々の従事する業務に必要となるものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに関係する法令とこの規程についての理解促進、遵守に関する事項</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項</p> <p>(3) 第23条第2項に基づく事故時及び第24条に基づく非常災害時の措置並びにその演習及び訓練に関する事項</p> <p>3 計画的な教育・訓練については、別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p style="text-align: center;">第4章 発電用電気工作物の保安管理</p> <p>(保安の方針)</p> <p>第13条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての方針は、電気事業法に基づき、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることとする。</p> <p>(保安の計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第14条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての計画を定める。なお、計画策定に当たっては、必要となる要員及び資機材等について考慮する。</p> <p>2 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての実施は、前項で定めた計画に従って実施する。</p> <p>3 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての評価は、第1項により定める計画に従って実施されているか自己評価及び「内部監査規程」等に基づく内部監査により評価する。</p> <p>4 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第1項により定める計画に従って実施されていないと評価される場合は、必要に応じて、再発防止のための是正処置を行い改善する。</p> <p>5 社内外から得られた保安活動に有用な情報については、必要に応じて、予防処置等に活用する。</p> <p>6 前各項の手続きは、別表第2に掲げる関係規程類に定め、それに基づき実施する。</p> <p>(情報開示)</p> <p>第15条 設備の保安維持又は外部環境に、重大な影響を与えた場合は情報開示を行う。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>・別表番号の変更。</p> <p>・記載の適正化による変更。</p> <p>・別表番号の変更。</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p>(外部からの物品及び役務の調達管理)</p> <p>第 16 条 発電用電気工作物の保安に関し、外部から物品又は役務を調達する場合は、「資材規程」に基づく手順により、仕様等を検討し、検収・検査等の確認を確実に行うものとする。</p> <p>2 発電用電気工作物の保安の重要度に応じた調達管理のための手順は、別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第 17 条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書は別表第4に掲げる関係規程類、及びこれに基づき定める文書とする。</p> <p>2 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順については、「規程管理規程」「文書規程」に基づき、詳細は別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>3 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書は第14条第3項に基づき、改善する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の工事及び維持</p> <p>(工事に係る認可申請・届出)</p> <p>第 18 条 電気工作物の工事を行なおうとする箇所は、工事計画時に電気事業法及び原子炉等規制法で定められている工事計画の認可申請・届出の要否を確認する。認可申請・届出が必要な場合には、電気事業法及び原子炉等規制法の規定に基づく認可申請・届出手続きが行われたことを主任技術者が確認する。</p> <p>2 前項の確認手順については、別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(工事に係る検査、巡視及び点検)</p> <p>第 19 条 電気工作物の工事中又は工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、別表第4に掲げる関係規程類に基づき方針及び目標を定め、検査、巡視及び点検を行い、その結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく溶接事業者検査においては、別表第3に示す実施体制に基づき当該検査の責任者を明確にし、検査に必要な手順を確立し、文書化し維持する。また、検査の実施にあたっては主任技術者の指導、監督の下、次の各号により適切に検査を行うとともに、法令に従い、溶接事業者検査の結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>(1) 溶接事業者検査にあたっては、当該電気工作物の溶接に関し、別表第2に示す検査を行う。</p> <p>(2) 法令に従い、安全管理審査を申請し、検査の実施に係る体制について関係官庁等の審査を受ける。</p> <p>3 発電用電気工作物に関する溶接事業者検査を外部に発注する際は、第16条に基づき適切に調達管理を行う。</p>	<p>(外部からの物品及び役務の調達管理)</p> <p>第 16 条 発電用電気工作物の保安に関し、外部から物品又は役務を調達する場合は、「資材規程」に基づく手順により、仕様等を検討し、検収・検査等の確認を確実に行うものとする。</p> <p>2 発電用電気工作物の保安の重要度に応じた調達管理のための手順は、別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第 17 条 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書は別表第2に掲げる関係規程類、及びこれに基づき定める文書とする。</p> <p>2 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順については、「規程管理規程」「文書規程」に基づき、詳細は別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>3 発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書は第14条第3項に基づき、改善する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の工事及び維持</p> <p>(工事に係る認可申請・届出)</p> <p>第 18 条 電気工作物の工事を行なおうとする箇所は、工事計画時に電気事業法で定められている工事計画並びに原子炉等規制法で定められている設計及び工事の計画の認可申請・届出の要否を確認する。認可申請・届出が必要な場合には、電気事業法及び原子炉等規制法の規定に基づく認可申請・届出手続きが行われたことを主任技術者が確認する。</p> <p>2 前項の確認手順については、別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p>(工事に係る検査、巡視及び点検)</p> <p>第 19 条 電気工作物の工事中又は工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、別表第2に掲げる関係規程類に基づき方針及び目標を定め、検査、巡視及び点検を行い、その結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査においては、別表第2に掲げる関係規程類に基づき当該検査の責任者を明確にし、検査に必要な手順を確立し、文書化し維持する。また、検査の実施にあたっては主任技術者の指導、監督の下、適切に検査を行うとともに、検査の結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p>	<p>・別表番号の変更。</p> <p>・別表番号の変更。</p> <p>・別表番号の変更。</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p> <p>・別表番号の変更。</p> <p>・別表番号の変更。</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p> <p>・記載の適正化による変更。 (使用前事業者検査の具体的活動は関係規程類に定めるため記載を変更。溶接事業者検査に限定した記載を削除。)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p>(維持に係わる巡視、点検、検査及び補修等)</p> <p>第20条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第81条の定めるところにより、保守管理の方針及び目標を定め、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査においては、別表第3に示す実施体制に基づき当該検査の責任者を明確にし、検査に必要な手順を確立し、文書化し維持する。また、検査の実施にあたっては主任技術者の指導、監督の下、実用炉則で定める時期に適切に検査を行うとともに、法令に従い、定期事業者検査の結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。また、法令に従い、安全管理審査を申請し、検査の実施に係る体制について関係官庁等の審査を受ける。</p> <p>3 定期事業者検査において、外部に発注する際は、第16条に基づき適切に調達管理を行う。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第21条 第19条第1項並びに第20条の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続等に支障となる事項等保安上改善を必要とする事項を発見した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに必要に応じて恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p>2 第19条第2項の検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を必要とする事項を発見した場合には、必要な措置を講じ、当該電気工作物の保安が確保されることを確認するまで、当該電気工作物を使用しない。また、必要に応じて恒久対策を検討、実施し、再発防止に努める。</p>	<p>(維持に係わる巡視、点検、検査及び補修等)</p> <p>第20条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第81条の定めるところにより、施設管理の方針及び目標を定め、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査においては、別表第2に掲げる関係規程類に基づき当該検査の責任者を明確にし、検査に必要な手順を確立し、文書化し維持する。また、検査の実施にあたっては主任技術者の指導、監督の下、実用炉則で定める時期に適切に検査を行うとともに、法令に従い、定期事業者検査の結果を第26条に基づき適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存する。</p> <p>3 定期事業者検査において、外部に発注する際は、第16条に基づき適切に調達管理を行う。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第21条 第19条第1項並びに第20条の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続等に支障となる事項等保安上改善を必要とする事項を発見した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに必要に応じて恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p>2 第19条第2項の検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を必要とする事項を発見した場合には、必要な措置を講じ、当該電気工作物の保安が確保されることを確認するまで、当該電気工作物を使用しない。また、必要に応じて恒久対策を検討、実施し、再発防止に努める。</p>	<p>・法令改正に伴う変更。</p> <p>・記載の適正化による変更。 (定期事業者検査の具体的活動は関係規程類に定めるため記載を変更。)</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p> <p>・記載の適正化による変更。 (第16条（外部からの物品及び役務の調達管理）と重複するため削除。)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第22条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、もしくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じあらかじめ手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第23条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 必要な措置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第24条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪及び大火等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき別に定める「防災業務計画」及び「非常災害対策及び国民保護措置規程」による。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第36条の規定に基づき別に定める「国民保護業務計画」及び「非常災害対策及び国民保護措置規程」による。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合等の保全)</p> <p>第25条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合は、実用炉則第81条第1項第7号の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連絡部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第22条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、もしくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じあらかじめ手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) 発電所において、一般送配電事業者からの給電指令で運転、操作を行う必要がある場合は、給電申し合わせに基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第23条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 必要な措置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第24条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪及び大火等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき別に定める「防災業務計画」及び「非常災害対策及び国民保護措置規程」による。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第36条の規定に基づき別に定める「国民保護業務計画」及び「非常災害対策及び国民保護措置規程」による。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合等の保全)</p> <p>第25条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、実用炉則第81条第1項第7号の定めるところにより、特別な施設管理実施計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連絡部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p>・組織改正による変更。 (送変電部門の分社化に係る記載を変更。)</p> <p>・法令改正に伴う変更。</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第7章 記 録</p> <p>(記録管理)</p> <p>第26条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の各号に示す事項について適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存しておく。</p> <p>(1) 工事の記録</p> <p>(2) 巡視、点検及び検査の記録</p> <p>(3) 運転、操作の記録</p> <p>(4) 事故の記録</p> <p>2 記録の作成、承認及び保存の手順については、「文書規程」に基づき、詳細は別表第4に掲げる関係規程類に定める。</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p style="text-align: center;">第7章 記 録</p> <p>(記録管理)</p> <p>第26条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の各号に示す事項について適正かつ適切に記録・管理し、必要な期間保存しておく。</p> <p>(1) 工事の記録</p> <p>(2) 巡視、点検及び検査の記録</p> <p>(3) 運転、操作の記録</p> <p>(4) 事故の記録</p> <p>2 記録の作成、承認及び保存の手順については、「文書規程」に基づき、詳細は別表第2に掲げる関係規程類に定める。</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>・別表番号の変更。</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考				
<p>別表第1（第4条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>別表第2（第19条第2項） 溶接事業者検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器設備</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉等規制法第43条の3の13で規定される原子炉容器等の溶接部</td> <td> 1. あらかじめ確認すべき事項に対する検査 ・溶接施工法 ・溶接士の技能 2. 溶接施工した構造物に対する検査 ・溶接部の材料 ・溶接部の開先 ・溶接の作業及び溶接設備 ・溶接後熱処理（溶接後熱処理を行う場合） ・非破壊試験（非破壊試験を行う場合） ・機械試験（機械試験を行う場合） ・耐圧試験及び外観検査 </td> </tr> </tbody> </table>	機器設備	項目	原子炉等規制法第43条の3の13で規定される原子炉容器等の溶接部	1. あらかじめ確認すべき事項に対する検査 ・溶接施工法 ・溶接士の技能 2. 溶接施工した構造物に対する検査 ・溶接部の材料 ・溶接部の開先 ・溶接の作業及び溶接設備 ・溶接後熱処理（溶接後熱処理を行う場合） ・非破壊試験（非破壊試験を行う場合） ・機械試験（機械試験を行う場合） ・耐圧試験及び外観検査	<p>別表第1（第4条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>表を削除</p>	<p>・組織改正による変更。 （送変電部門の分社化に関する記載を変更。）</p> <p>・組織改正による変更。</p> <p>・記載の適正化による変更。 （溶接事業者検査に限定した記載を削除。）</p>
機器設備	項目					
原子炉等規制法第43条の3の13で規定される原子炉容器等の溶接部	1. あらかじめ確認すべき事項に対する検査 ・溶接施工法 ・溶接士の技能 2. 溶接施工した構造物に対する検査 ・溶接部の材料 ・溶接部の開先 ・溶接の作業及び溶接設備 ・溶接後熱処理（溶接後熱処理を行う場合） ・非破壊試験（非破壊試験を行う場合） ・機械試験（機械試験を行う場合） ・耐圧試験及び外観検査					
9	9	(9/10)				

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

改正前	改正後	備考																										
<p>別表第3（第19条第2項及び第20条第2項） 法定事業者検査の実施体制</p> <table border="1" data-bbox="222 262 1142 682"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 検査の実施に係る組織</td> <td>検査を実施する組織の責任者及び権限を明確にする。</td> </tr> <tr> <td>2. 検査の方法</td> <td>各検査の手順を適用法規に従い定める。</td> </tr> <tr> <td>3. 工程管理</td> <td>検査工程が管理された状態であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>4. 検査に協力する事業者の管理</td> <td>検査に協力する事業者に対して管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>5. 検査記録の管理</td> <td>検査に係る記録を管理する。</td> </tr> <tr> <td>6. 検査に係る教育・訓練</td> <td>検査に係る要員の教育・訓練を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4¹（第7条、第8条、第12～22条、第24～26条） 社内規程類一覧表 下記の規程類は、電気工作物の保安に関する部分について本規程と関連するものである。</p> <table border="1" data-bbox="222 777 1142 1071"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>関係規程類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・主任技術者に関するもの</td> <td>原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領</td> </tr> <tr> <td>・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの</td> <td>原子力品質保証規程</td> </tr> </tbody> </table> <p>10</p>	項目	内容	1. 検査の実施に係る組織	検査を実施する組織の責任者及び権限を明確にする。	2. 検査の方法	各検査の手順を適用法規に従い定める。	3. 工程管理	検査工程が管理された状態であることを確認する。	4. 検査に協力する事業者の管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。	5. 検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。	6. 検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う	項目	関係規程類	・主任技術者に関するもの	原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領	・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの	原子力品質保証規程	<p>表を削除</p> <p>別表第2¹（第7条、第8条、第12～22条、第24～26条） 社内規程類一覧表 下記の規程類は、電気工作物の保安に関する部分について本規程と関連するものである。</p> <table border="1" data-bbox="1394 787 2285 1081"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>関係規程類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・主任技術者に関するもの</td> <td>原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領</td> </tr> <tr> <td>・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの</td> <td>原子力品質保証規程</td> </tr> </tbody> </table> <p>10</p>	項目	関係規程類	・主任技術者に関するもの	原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領	・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの	原子力品質保証規程	<p>・記載の適正化による変更。 （法定事業者検査の具体的活動は別表第2に掲げる関係規程類に定めるため削除。）</p> <p>・別表番号の変更</p>
項目	内容																											
1. 検査の実施に係る組織	検査を実施する組織の責任者及び権限を明確にする。																											
2. 検査の方法	各検査の手順を適用法規に従い定める。																											
3. 工程管理	検査工程が管理された状態であることを確認する。																											
4. 検査に協力する事業者の管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。																											
5. 検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。																											
6. 検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う																											
項目	関係規程類																											
・主任技術者に関するもの	原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領																											
・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの	原子力品質保証規程																											
項目	関係規程類																											
・主任技術者に関するもの	原子力品質保証規程 主任技術者等選解任事務取扱要領																											
・教育に関するもの ・発電用電気工作物の工事、維持及び運用に関するもの ・記録に関するもの	原子力品質保証規程																											

添付資料

添付資料1：変更理由

変 更 理 由

- (1) 法令改正に伴い、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日付の組織改正に伴い、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。
- (3) 記載の適正化のため、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。

以 上